

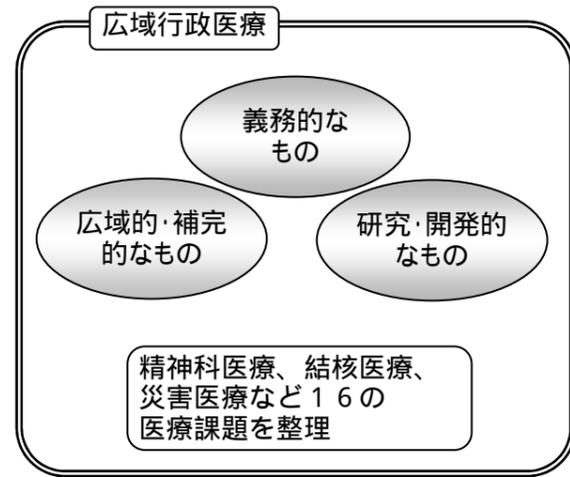
## 1 法的位置づけ

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」(精神保健福祉法)  
第19条の7 都道府県は精神病院を設置しなければならない。

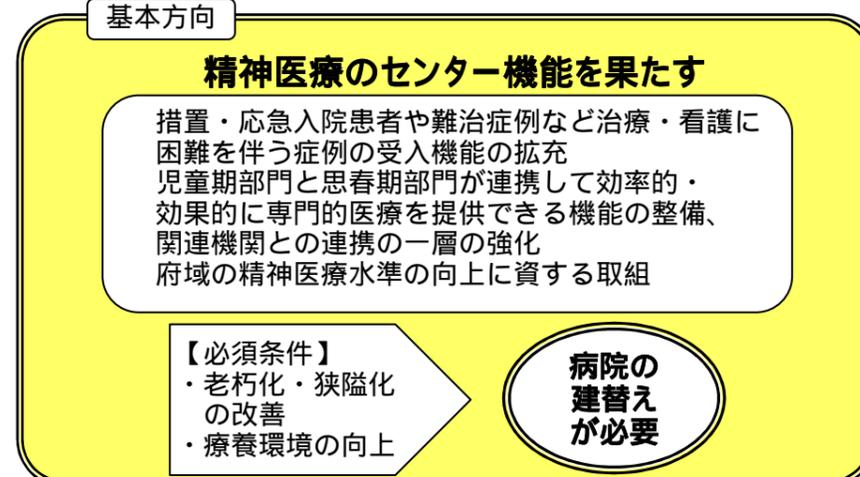
## 2 大阪府における検討経緯

「今後の府立の病院のあり方、果たすべき役割について」(平成14年9月 大阪府衛生対策審議会答申)  
大阪府衛生対策審議会(大阪府附属機関設置条例に基づく知事の附属機関)

### 1 府立の病院の役割 担うべき医療



### 2 診療機能の基本方向 中宮病院(現精神医療センター)



## 大阪府立中宮病院再編整備基本構想(平成15年3月大阪府策定)

### 施設整備の基本的考え方

- 病棟機能の専門化と連携
- 融通性が高く弾力的な運用が可能な施設構造
- 質の高い治療・療養環境の確保
- 医療水準の向上に貢献するための施設整備
- 機能的・効率的な施設配置
- 情報化対応と省資源・省エネルギーへの配慮

### 施設計画、整備手法等

- 現地において建替え
- 敷地は現在の敷地の中央から西側 約56,000㎡
- 整備手法の中でPFI手法が最も有力 [導入可能性を] 今後検討

「精神医療センター再編整備実現化方策調査」(16年3月)  
「精神医療センター再編整備推進に係る調査」(17年3月・18年3月)

施設整備計画についてさらに検討をし、PFI手法についてより具体的に導入の可能性を調査

財政削減効果(VFM)が見込まれ、PFI手法が有効であることを確認

## 「府立の病院改革プログラム - 診療機能の見直し編 -」(平成15年3月大阪府策定)

中宮病院(現 精神医療センター)

1 病院の名称変更 「府立精神医療センター」に改称。(平成15年10月1日実施)

### 2 診療機能の見直し

- 措置入院や応急入院などの行政的な医療や、他の医療機関では治療や看護が困難な難治症例への対応を重点的に行う。
- 他の医療機関で対応可能な患者については転院を促進する。

- 児童・思春期の精神医療については、引き続き必要な役割を果たすとともに、関係機関との連携、治療や療育に関する知識・技術等の普及に努める。

対象患者別に部門を設け対応を行う。

老朽化・狭隘化した施設の建替えのための取組を着実に推進する。

### (1) 診療科の再編

- 再編前
- 精神科
  - 総合精神科
  - 老年精神科
  - 精神療法科
  - 活動療法科
  - リハビリテーション科
  - 研究検査科
  - 松心園

### 再編後

- 精神科
- 緊急・救急科
- 高度ケア科
- 総合治療科
- 児童・思春期科(松心園を含む)
- 外来診療科
- 研究・検査科

### (2) 病床の再編

診療部門	再編前	再編後			【参考】 18年4月
	15年3月	15年4月	16年4月	建替後	
緊急・救急医療部門		32床	32床	40床	32床
高度ケア医療部門		150床	150床	200床	150床
総合治療部門		361床	321床	150床	243床
思春期医療部門		47床	47床	50床	47床
児童期医療部門		42床	42床		42床
合計	842床 (うち休床210床)	632床	592床	440床	514床

## 地方独立行政法人大阪府立病院機構に係る中期目標

(平成18年4月知事策定)

経営を改善し不良債務の解消を図り、平成22年度中の完成を目指して建替えによる再編整備を計画的に推進すること。

再編整備に当たっては、民間医療機関等との役割分担と連携のもと、重篤な患者の受入機能を充実するとともに、療養環境の改善に努めること。

## 地方独立行政法人大阪府立病院機構に係る中期計画

(平成18年4月法人策定・知事認可)

経営を改善して不良債務の解消を図り、平成22年度中の完成を目指して、現地において建替えによる再編整備を計画的に推進する。

再編整備に当たっては、民間医療機関等との役割分担と連携のもと、他の医療機関では対応が困難な患者の受入機能を充実し、患者の立場に立った療養環境の整備を行う。